

浄化槽の保守点検と清掃

保守点検

浄化槽の正常な機能を維持するために、次の事項などを点検することとされています。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽の使用状況。 ・ 流入管や放流管と浄化槽本体との接続状況。 ・ 槽内の装置、附属機器類の設置状況。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽の水平の保持。 ・ 流入管における汚水の流れ方。 ・ 汚泥等の堆積や機器類の機能の状況。 |
|--|---|

浄化槽の正常な機能を維持するために、浄化槽内の装置や機器類の調整を行うとともに汚泥の堆積状況による清掃の時期の判断を行ないます。

保守点検を行うためには、浄化槽関係法規で技術上の基準が定められており、浄化槽に関する知識及び技術が必要です。一般的に知事の登録を受けた保守点検業者へ委託することとなります。

保守点検の年間回数は次の表のとおりですので、計画的に実施してください。

(通常の使用状態において最低限必要な点検回数です。)

(1) 単独処理浄化槽の保守点検回数

処理方式	人 槽		
	20人以下	21人以上 300人以下	301人以上
全ばっ気方式	3ヶ月に 1回以上	2ヶ月に 1回以上	1ヶ月に 1回以上
分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 又は単純ばっ気方式	4ヶ月に 1回以上	3ヶ月に 1回以上	2ヶ月に 1回以上
散水ろ床方式 平面酸化床方式 又は地下砂ろ過方式	6ヶ月に1回以上		

(2) 合併処理浄化槽の保守点検回数

処理方式	人 槽	
	20人以下	21人以上 50人以下
分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式	4ヶ月に 1回以上	3ヶ月に 1回以上
活性汚泥方式	1週に1回以上	
回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式	1砂ろ過装置、 活性炭吸着装置 又は凝集槽を有 する浄化槽	1週に1回以上
	2スクリーン及び 流量調整タンク 又は流量調整槽 を有する浄化槽 (1に掲げるものを除く)	2週に1回以上
	3 1及び2に掲げる 浄化槽以外の浄化槽	3ヶ月に1回以上

<注>スクリーン付着物の除去、および消毒剤の補充は表の回数にかかわらず必要に応じて行ってください。

保守点検業者

知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者で専門の知識を持った浄化槽管理士が置かれています。

登録業者については、三重県環境生活部のホームページ内「三重の環境(いろいろな名簿)」に掲載しています。(http://www.eco.pref.mie.lg.jp)

また、浄化槽の所在する市町役場又は県の担当窓口(P.6に掲載)でもご覧いただけます。

清 掃

浄化槽は、汚水を処理する過程で浄化槽内に汚泥やスカムが発生します。これらが溜まり過ぎると、浄化槽の機能に支障をきたし悪臭の原因になることがあります。

浄化槽の機能を十分発揮させるためには、浄化槽内に溜まった汚泥などを定期的に引き抜き、機器類の洗浄、清掃を行う必要があります。この作業を清掃といい、法律で清掃回数が定められています。

清掃を行うためには、浄化槽関係法規で技術上の基準が定められており、浄化槽に関する知識及び技術を必要とし、専用の機器や引き抜いた汚泥等の処理、処分が必要です。市町長の許可を受けた清掃業者に委託することとなります。

浄化槽の清掃回数

処理方式	回 数
全ばっ気方式	6ヶ月に1回以上
その他の方式	1年に1回以上

清 掃 業 者

市町長の許可を受けた浄化槽清掃業者です。